入会及び退会規程

（目的）

第１条 この規程は、定款第７条、第９条及び第１０条の規定に基づき、一般社団法人エンターテインメントＸＲ協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種別）

第２条　この法人の会員の種別は、次の２種とする。

⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

⑵　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

２　正会員をもって、この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入会手続）

第３条 会員になろうとする者は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、会員であった者が再び会員になろうとする場合には、入会申込書の所定事項を簡略化し、又は、添付書類の全部又は一部の提出を不要とすることができる。

３　入会は、第４条に定める基準により、代表理事においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会基準）

第４条 代表理事は、以下の基準に鑑み、会員になろうとする者の入会の可否を決するものとする。

⑴ エンターテインメントＸＲに関する事業を行い又は行う予定があること。

⑵ この法人の名声及び信用を害するおそれがないこと。

⑶ 反社会的勢力との実質的に非難されるべき関係性を有しないこと。

⑷ その他、この法人への入会が不適当であると判断される事情がないこと。

（除名）

第５条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

⑴　この法人の定款その他の規程に違反したとき。

⑵　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
⑶　反社会的勢力と実質的に非難されるべき関係性を有すると判明したとき。
⑷　その他の除名すべき正当な事由があるとき。
２　会員を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（退会）
第６条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。　２　前項の場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

（改廃）
第７条　この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

（補則）
第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附　則
１．　この規程は、平成２９年９月１２日から施行する。
２．　この規程の一部を変更し、令和３年１月２６日から変更実施する。
３．　この規程の一部を変更し、令和７年６月１７日から変更実施する。